－今号の目次－

* 「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針2024）」が閣議決定される・・・1
* 「規制改革実施計画」が閣議決定される　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
* 通知「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて」が発出される（こども家庭庁）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
* 事務連絡「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保について」が発出される（こども家庭庁）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
* 弱視や斜視の子どもの眼鏡装用等に関するお願い（日本眼科学会等）・・・・・・・・・・・7

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

* + **「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針2024）」が閣議決定される**

令和6年6月21日、「経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」（骨太の方針2024）が同日開催の経済財政諮問会議※1を経て、閣議決定されました。（※1 第9回経済財政諮問会議・第29回新しい資本主義実現会議合同会議）

「骨太の方針」は、国の重要課題や翌年度予算編成の基本的姿勢、政権として力を注ぐ政策の方向性を示すもので、毎年6月ごろに策定されます。決定された「骨太の方針」に基づき、その後の政策や予算編成が進められます。

「骨太の方針2024」における、子どもをめぐる政策として、「こども未来戦略」や「こども大綱」、「こどもまんなか実行計画2024」に基づき、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現し、その結果として、少子化の流れを変え、社会経済の持続可能性を高めていくとしています。

また、そうした施策の実施にあたっては、数値目標を含めた指標を活用してPDCAを推進するなど、EBPM※2を確実に実行し、ワイズスペンディング※3につなげるとしています。

※2　Evidence Based Policy Making …エビデンス（合理的根拠）に基づく政策立案

※3　wise spending（賢い支出）…政策効果が乏しい歳出を削減し、政策効果の高い歳出に転換すること

こども政策に関しては、「加速化プランの着実な実施」「こども大綱の推進」が挙げられています。「加速化プランの着実な実施」については、経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に取り組むとされ、それらの財源として、徹底した歳出改革等を進めるとともに、実質的な負担を生じさせずに2026年度から子ども・子育て支援金制度を導入するとしています。

また、「こども大綱の推進」については、「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく幼児期までの育ちの質の向上、保育現場の負担軽減を図りつつ、人口減少地域における施設の多機能化等を通じた保育機能の維持も含めて、「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の在り方を早急に示すとされました。

第4章の「当面の経済財政運営と令和7年度予算編成に向けた考え方」においては、当面の経済財政運営として、「まずは、春季労使交渉による賃上げの流れを中小企業・小規模事業者、地方等でも実現し、医療・介護など、公的価格に基づく賃上げ、最低賃金の引き上げを実行する」とされています。さらに、令和7年度予算編成に向けた考え方として、「③持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速（略）等により、メリハリの効いた予算編成とする」とされています。

詳細な内容は下記ホームページからご確認ください。

【経済財政運営と改革の基本方針2024】

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2024/decision0621.html>

内閣府ホーム＞内閣府の政策＞経済財政政策＞経済財政諮問会議＞経済財政諮問会議の取りまとめ資料＞経済財政運営と改革の基本方針＞経済財政運営と改革の基本方針2024

* + **「規制改革実施計画」が閣議決定される**

令和6年6月21日、「規制改革実施計画」が閣議決定されました。

「規制改革実施計画」は、国内外の情勢変化のスピードが一層増すなかにおいて、その時々にあった規制の在り方を模索し、規制改革を推進していくため、「規制改革推進会議」において検討され、定められた計画です。

今回の「規制改革実施計画」では、**「介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルールの防止等」**が挙げられ、下記のような取り組みを実施するとされています。

|  |  |
| --- | --- |
| 高齢化とともに、人口減少が進む我が国において、良質な介護・保育・障害福祉サービスの持続性を確保し、サービスの中断・停止等を回避するためには、介護・保育・障害福祉分野の事業者（社会福祉法人を含む。以下「事業者」という）の協働化や合併、事業譲渡等による経営力強化及び円滑な事業承継が必要。 | |
|  | |
| 協働化や合併、事業譲渡等の手段は多様で、どの手段を選択し、必要に応じて、複数の手段を組み合わせるかは事業者の経営判断で行われるものだが、合併や事業譲渡等のニーズを有する事業者は一定程度存在する。 | |
|  | |
| 一方で、介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等については、以下のような指摘がある。   * 事業者の合併、事業譲渡等に関して、肯定的に捉えていない地方公共団体がある。 * 事業者にとって、公開情報で知り得る例も限られており情報不足から現実的な選択肢として検討することが困難。 * 事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続について、児童福祉法等を執行する地方公共団体との調整が重要な課題。 * 合併、事業譲渡等に関して事例が少ないため、知見が乏しく、許認可の手続に関して地方公共団体の担当者間でも理解に濃淡が生じている。 * 地方公共団体による不適切なローカルルールがある場合には、事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の予見性が低く、かつ、事務負担が重い。 | |
| 以上を踏まえ、事業者の経営力強化等を目的として、円滑な合併、事業譲渡等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の手続に要する負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 | |
|  | |
| a　こども家庭庁及び厚生労働省は、合併、事業譲渡等の事例及びその内容についての情報収集を容易にすることで、事業者自らの経営力強化等の選択肢として、合併、事業譲渡等を前向きに検討・実施可能なものであることの理解を促すとともに、地方公共団体が否定的に捉えるべきものではないことを明確化し、不適切なローカルルールによる事業者の負担増を回避するため、事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の手順や処理期間、合併、事業譲渡等の事例、合併、事業譲渡等に至った経緯、目的、効果等を記載したガイドライン等を作成・公表する。 | 令和6年度検討開始、令和7年度までに措置 |
| b　厚生労働省は、社会福祉法人の予見性向上並びに社会福祉法人及び地方公共団体の事務負担軽減の観点から、地方公共団体の実態も踏まえつつ、厚生労働省が令和2年3月に策定した合併・事業譲渡等マニュアルを見直し、公表する。その際、（中略）社会福祉法人が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続について、簡略化（事業所の職員に変更がない等、実質的に継続して運営されると認められる場合における手続及び提出書類を不要又は省略可能とすることを含む。）も検討し、その結果を踏まえ、当該マニュアルに記載することで事務負担の軽減を図るものとする。 | 令和6年度検討開始、令和7年度までに措置 |
| c　こども家庭庁及び厚生労働省は、保育事業者が児童福祉法等の規定に基づいて、地方公共団体に対して提出する認可申請関連文書等について、事業者の事務負担軽減の観点から、標準様式及び標準添付書類を作成し、事業者が全国一律で当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の措置を講ずる。（中略）  なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない | 令和7年度までに措置 |
| d　こども家庭庁及び厚生労働省は、事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続に係る地方公共団体によるローカルルールについて、事業者の手続負担を軽減し、合併、事業承継等を円滑化する観点から、地方公共団体ごとのローカルルールの有無・内容等を整理し、公表する。（後略） | 令和7年度までに措置 |
| e　略 |  |
| f　略 |  |

詳細な内容は下記ホームページからご確認ください。

【規制改革実施計画】

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p_plan.html>

内閣府ホーム＞活動・白書等＞審議会・懇談会等＞規制改革＞実施計画・答申・意見書等＞『規制改革実施計画』

* + **通知「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて」が発出される（こども家庭庁）**

令和6年6月25日、通知「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて」が発出されました。

これは、下記の経緯および趣旨により発出されたものです。

|  |
| --- |
| 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」で規定されている定数上の保育士の取扱いに関し、令和5年4月の通知「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」において、保育所等における常勤保育士および短時間保育士の定義が示された。  常勤保育士   1. 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る）に達している者 2. ①以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者   短時間勤務の保育士  上記①②のいずれにも該当しない者 |
|  |
| 一方で、「育児・介護休業法」第23条第1項に規定する「育児のための所定労働時間の短縮措置」は、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含むものとしなければならないとされている。  この規定に基づき、1日の所定労働時間を6時間とするとともに、月20日勤務する場合は、令和5年通知で定める「常勤保育士」に該当する。 |
| しかし、個々の保育所等の独自の取り組みとして、1日の所定労働時間を6時間未満としている保育所等もあり、その場合は令和5年通知で定める「常勤保育士」としての所定労働時間を下回ることになる。 |
|  |
| 一定の経験を有する保育士が、育児や介護等により所定労働時間を短縮している期間も就労を継続することを可能とすることや、それによる保育の質の向上を目的として、1日の所定労働時間が6時間未満である保育士に関して、最低基準上における定数上の取扱いを示す。 |
|  |
| 勤務時間短縮保育士の定義について  「勤務時間短縮保育士」とは、保育所等において常勤保育士として就労してきた保育士であって、おおむね10歳未満のこどもの子育て、家族の介護その他都道府県※が適当と認める事由のため、当該保育所等における1か月に勤務すべき時間数が120時間未満となる者をいうものとする。   * 小規模保育事業所A型、B型及び事業所内保育事業所については市町村とする。 |
| 最低基準における定数上の保育士の取扱いについて  保育の基本は乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を図ることであり、また、保護者との連携を十分に図るためにも、今後とも最低基準上の保育士定数は、こどもを長時間にわたって保育できる常勤保育士をもって確保することが原則であり、望ましい。  しかし、保育所等本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童に対する保育の質の確保が図られる場合で、次の条件のすべてを満たすときには、最低基準上の保育士定数の一部に勤務時間短縮保育士を充てても差し支えない。   1. 常勤保育士が各組・各グループに1名以上（乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること。 2. 常勤保育士に代えて勤務時間短縮保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。   なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。 |

詳細は別添PDFをご確認ください。

* + **事務連絡「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保について」が発出される（こども家庭庁）**

令和6年6月14日、表記事務連絡が発出されました。

これは、教育・保育施設等における散歩等の園外活動は、幼児が身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな経験を得る機会として重要な活動であり、痛ましい交通事故を発生させないための安全管理の徹底について周知するものです。

詳細は別添PDFをご確認ください。

* + **弱視や斜視の子どもの眼鏡装用等に関するお願い（日本眼科学会等）**

日本眼科学会、日本眼科医会、日本小児眼科学会、日本弱視斜視学会、日本視能訓練し協会は、令和5年10月12日、「幼稚園、保育所、認定こども園の皆様へ　～弱視や斜視の子どもの眼鏡装用等に関するお願い～」を公表しています。

テキスト

自動的に生成された説明子どもの目の機能（視力など）は、生後から3歳までに急速に発達し、6～8歳までにほぼ完成します。ところがこの時期に視力の成長を妨げる要因があると視力の発達が停止し、その後いくら眼鏡をかけても十分な視力が得られません。これを「弱視」と言い、約50人に1人程度と言われています。

弱視にはさまざまな原因がありますが、視力が発達する時期に眼鏡を常用するなどの治療で、多くの場合、就学時までによい視力が獲得できます。また、斜視の治療に眼鏡装用が必要な場合があり、眼鏡をかけることで目の位置が安定し、両眼で物を立体的に見る機能も育ちます。

将来にわたって良い視機能を得る大切な治療用具である眼鏡をしっかりかけることについて、理解を呼びかけるものです。

詳細は別添PDFをご確認ください。